

亀山市地域まちづくり協議会条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第7号

亀山市地域まちづくり協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 条例第2条の規則で定める区域は、別表のとおりとする。

(設立の届出等)

第3条 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 代表者の氏名

(2) 規約

(3) 設立年月日

(4) 名称

(5) 事務所の所在地

2 条例第7条第1項の規定による届出は、地域まちづくり協議会設立届（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 協議会の体制が確認できる書類

(2) 役員の名簿及びその選任の経過が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 条例第7条第2項の規定による届出は、地域まちづくり協議会変更届（様式第2号）に変更内容を証する書類を添えて行わなければならない。

4 条例第7条第3項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1) 条例第7条第1項の規定による届出があった場合

- ア 名称
- イ 事務所の所在地
- ウ 代表者の氏名
- エ 規約に定める目的
- オ 設立年月日

(2) 条例第7条第2項の規定による届出があった場合

- ア 前号アからエまでの事項のうち変更があった事項
- イ 変更年月日

(地域まちづくり計画の提出)

第4条 条例第8条第2項の規定による提出は、地域まちづくり計画策定届(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 地域まちづくり計画
 - (2) 地域まちづくり計画が民主的に認められたことを証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	区域
野村地区まちづくり協議会	野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村四丁目、野村町、南野町及び北野町
城北地区まちづくり協議会	亀田町、羽若町、住山町及びアイリス町
昼生地区まちづくり協議会	三寺町、中庄町及び下庄町

川崎地区まちづくり協議会	田村町、長明寺町、太森町、川崎町及び能褒野町
野登地区まちづくり協議会	両尾町、安坂山町及び辺法寺町
白川地区まちづくり協議会	白木町及び小川町
神辺地区ふれあいまちづくり協議会	布気町、太岡寺町、小野町、木下町及び山下町
関宿まちづくり協議会	関町新所、関町中町、関町小野、関町泉ヶ丘及び関町富士ハイツ並びに関町木崎の一部
関南部地区まちづくり協議会	関町古厩、関町萩原、関ヶ丘、関町福德、関町久我、関町越川及び関町金場
加太地区まちづくり協議会	加太市場、加太向井、加太梶ヶ坂、加太板屋、加太神武、加太北在家及び加太中在家

様式第 1 号 (第 3 条関係)

地域まちづくり協議会設立届

平成 年 月 日

亀山市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

連絡先 () -

地域まちづくり協議会を設立したので、亀山市地域まちづくり協議会条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

名称	
事務所の所在地	
代表者の氏名	
規約の名称	
設立年月日	

様式第2号（第3条関係）

地域まちづくり協議会変更届

平成 年 月 日

亀山市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

連絡先（ ） -

届け出した事項に変更がありましたので、亀山市地域まちづくり協議会条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の理由	

様式第3号（第4条関係）

地域まちづくり計画策定届

平成 年 月 日

亀山市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

連絡先（ ） -

地域まちづくり計画を策定したので、亀山市地域まちづくり協議会条例第8条の規定に基づき、次のとおり提出します。

策定年月日	
計画の名称	